第４　自作農財産の維持・管理及び処分

第４　自作農財産の維持・管理及び処分

自作農財産とは，戦後間もなく行われた自作農の創設ために，国が取得した土地等を総称した土地等(土地，権利，工作物)であり，これを細分化すると，「国有農地等」と「開拓財産」に分けられる。

１．国有農地等の管理

平成２１年１２月に全面改正される前の農地法（以下「旧農地法」という。），旧自作農創設特別措置法による買収，又は国有財産法により他省庁が所管する農地の所管換を受け農林省所管となった国有地（以下「国有農地等」という。）について，知事は，旧農地法及び関係法令に基づき，農林水産省所管国有財産管理者として国有農地等の維持及び保存，貸付け，国有財産台帳の整理，所管不明財産の所管調査等の事務を行っている。

また，国有農地等の処分を促進するとの国の方針により，知事は国有農地等の境界確定測量等業務を推進している。

令和５年度末の国有農地等は，農耕貸付101筆40,939㎡，転用貸付49筆26,409㎡，未貸付1,133筆309,685㎡，合計1,283筆377,033㎡である。

平成２１年１２月に農地法が全面改正され，法第７条の規定による農業生産法人（平成２８年４月１日から「農地所有適格法人」に呼称変更）が農業生産法人でなくなった場合の買収を除き，原則として新規の買収が廃止となった。

また，新規に取得した農地は国が管理することとなったが，法改正前に取得した財産の管理については，改正法附則第８条第１項によりなお従前の例によることとされた。

（１）農地等の取得及び国有財産台帳への登載（表４－１－（１），表４－１－（２））

旧自作農創設特別措置法第３条，旧農地法第９条，第１５条，第１５条の３，第１６条の規定により買収し，又は国有財産法第１２条の規定により財務省その他から農林水産省が所管換を受けて，農地等を取得した。

取得した土地等は国有財産台帳に登載され，管理するべきものであるが，国有財産台帳に未登載の土地が全国的に散見された。漏れた国有農地を把握し，適正に管理する必要があることから，国は農林水産省名義でありながら国有財産台帳未登載の土地の抽出作業として，平成２５，２６年度に国有農地等登記記録確認委託事業を実施した。

平成２７年度以降，国の委託事業による当該作成資料を基に国有農地としての国有財産台帳への登載又は登記是正如何について判断するための国有農地等登記記録確認委託事業実施後に行う確認業務が都道府県において行われている。

平成２７年度から令和５年度末までに，国有農地等登記記録確認委託事業実施後に行う確認業務として，県では８０３筆の土地を調査し，これまでに416筆（うち，国有農地312筆，開拓財産104筆）を自作農財産であるとして国有財産台帳に登載した。

（２）国有農地等管理状況（表４－１－（２））

国有農地の無断転用，無断耕作等の不法行為を未然に防止するとともに，各土地の現状を的確に把握し，管理の適正を期すため，現地調査を行っている。

平成２１年度に国有農地全筆の現地調査を実施し，以降，後述の国有財産管理人及び各農業事務所の協力により毎年度国有農地の現地調査を実施し現況把握に努めている。

また，境界確定により管理すべき土地の範囲を確定し，必要に応じて，柵の設置等を行うとともに，除草，樹木の枝の剪定・伐採，雑物除去等を実施し適正な管理に努めている。

旧農地法第７８条に係る国有財産の維持・管理に関する業務のうち，除草，樹木の剪定・伐採，フェンス設置等に伴う工事又は委託及び境界確定等については，各農業事務所に事務委任している（処分に関する業務を除く）。（※平成１６年４月２日改正後の千葉県事務委任規則第１０条第５号イ参照。）

（３）農地等の貸付（表４－１－（２））

貸付は農耕貸付と転用貸付に分けられる。

ア　農耕貸付

（ア）平成２１年改正前の農地法施行令（以下「旧施行令」という。）第１５条の２による貸付

国有農地等を耕作又は養畜の事業に供するための貸付

（イ）旧施行令第１５条の２及び旧法第９条等の継続貸付

国有農地等を取得の際，すでに地上権，永小作権，使用貸借による権利，賃貸借，又はその他の使用及び収益を目的とする権利の設定されているものに係る貸付け

なお，平成２１年の法改正により小作料の標準額が廃止され，それ以降は農業委員会の提供等による近傍類似農地の借賃を考慮し，対象農地の生産条件等を勘案して算定することとされた。

イ　転用貸付（旧施行令第１５条の２による）

国有農地等を耕作又は養畜の事業以外の事業に一時供するための貸付で，学校敷地，道路敷のように公共のため必要であり，かつ，旧所有者，現在の耕作者の同意が必要である。

なお，転用貸付に係る使用料は，用途によって区分されており，例えば，非営利用では，固定資産税課税標準額×面積×２．０／１００により算出する。

（４）不要地認定

国有農地等で，土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことが相当と認められるときは，旧農地法第８０条第１項の規定により不要地として国が認定する。

令和５年度の実績は，７筆1,420㎡である。

（５）国有農地等の土地改良事業及び土地区画整理事業への編入承認，換地承認

土地改良事業者又は土地区画整理事業者から，国有農地等を事業区域内へ編入し，換地するための承認申請があった場合，調査のうえ支障がないものと判断されれば関東農政局長が

承認する。

（６）買収・売渡登記の促進

旧農地法又は旧自作農創設特別措置法に基づく土地の買収，売渡等に伴う登記について現在なお未了のものが相当数残存している。未登記の解消は，買収，売渡し等に伴う権利変動を最終的に確定し，農業経営の安定を図る上で必要であり，早期に完了すべく努めてきた。

また，旧自作農創設特別措置法に基づく農地（既墾地）の買収・売渡処分等に関する登記未了事案については，農地法施行令（昭和２７年法律第２３０号）第２条ないし第４条の規定により，なお従前の例により知事が職権で登記嘱託できるとされている。

（７）国有財産管理人

知事は，国有農地等の管理を適正に行うため，千葉県国有財産管理人設置要領に基づき，国有財産管理人を設置している。

令和５年度の設置状況は，千葉市２名，市川市１名，船橋市２名，松戸市１名，鎌ケ谷市１名，佐倉市２名，香取市１名，東金市１名，茂原市１名，館山市２名，南房総市１名，木更津市１名，富津市１名の計１７名であり，各管理人は国有財産の見廻りを行っている。

（※平成２６年４月１日付けで，国有農地等の所属が食糧安定供給特別会計から一般会計へ移行したが，本要領の改正は実施されず，読替えで対応することとされた。）

２．国有農地等の処分

（１）非農業利用目的の売払い

旧施行令第１６条第１項各号に該当する土地として不要地認定のあった場合は，旧農地法第８０条の規定により国が国有農地等の売払等を行う。

ア　旧農地法第８０条第２項売払（旧所有者優先の原則）

不要地認定のあった国有農地等は，旧農地法第８０条第１項の規定により売り払われるが，同条第２項の規定により旧所有者又はその一般承継人に優先的権利がある。

この場合の売払価格は，旧国有農地等の売払いに関する特別措置法施行令第１条の規定により，買受申込時の時価の７割である。

イ　所管換

過去に他の省庁から農林水産省に所管換がされ，旧農地法第７８条の規定により管理しているものの，その後旧農地法第８０条の規定により自作農の創設又は土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことが相当と認められるときは，従前の省庁へ所管を移す（いわゆる「逆所管換」）。

ウ　国有財産法第８条引継ぎ

所管換の一種で，平成２６年度以降，国有農地等の所属が特別会計から一般会計へ移行したことにより，不要地認定のあった国有農地等で，上記（ア）の旧所有者等が買受権を放棄したものについては，原則として，国有財産法第８条の規定により財務大臣へ引き継ぐことになっている。

（２）農業利用目的の売払い

農業利用が適当な財産は，法第４６条の規定の例により，農林水産省から競争入札等により，農地を効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められる者に売り払う（附則第８条第２項)。

＜表４－１－（１）　国有農地等管理状況＞

令和6年3月31日現在

年度	項目	総数	増減内容											
			増					減						
			購入の報告洩	換地	分筆又は実測	その他	計	売渡	売払	換地	買収取消	合筆又は実測	その他	計
25	筆数	1,066	10	1	4		15		14	1			1	16
	面積(㎡)	347,622	1,215	157	855		2,227		3,354	257		630	290	4,531
26	筆数	1,097	3		1	41	45		14					14
	面積(㎡)	351,146	720		48	5,821	6,589		1,553			187	325	2,065
27	筆数	1,101	6		3		9		2				3	5
	面積(㎡)	352,437	751		1,053		1,804		694			525	294	1,513
28	筆数	1,348	253		2		255		3				5	8
	面積(㎡)	400,272	50,573		342		50,915		1,617	193		764	699	3,273
29	筆数	1,366	31		27		58		8			18	14	40
	面積(㎡)	406,603	10,889		1,103		11,992		1,940			1,104	2,528	5,572
30	筆数	1,328	3		24		27		9			1	55	65
	面積(㎡)	400,476	1,080		525		1,605		3,587			13	4,132	7,732
31	筆数	1,329	3		5	1	9		10				8	18
	面積(㎡)	384,961	997		216	1	1,214		2,704				14,025	16,729
R2	筆数	1,315	13		8		21		12			3	3	18
	面積(㎡)	384,806	3,366		1,338		4,704		1,083			1,289	2,487	4,859
R3	筆数	1,321	6				6							0
	面積(㎡)	385,959	1,130		89		1,219					66		66
R4	筆数	1,288	8	1		2	11		42	2				44
	面積(㎡)	375,335	820	608	776	157	2,361		12,301	608		76		12,985
R5	筆数	1,283	7		2		9		8				6	14
	面積(㎡)	377,033	4,510		1,561		6,071		1,033			16	3,324	4,373

＜表４－１－（２）　年度別国有農地等管理状況＞

令和6年3月31日現在

年度	総数		農耕貸付		転用貸付		未貸付	
	筆数	面積(㎡)	筆数	面積(㎡)	筆数	面積(㎡)	筆数	面積(㎡)
平成３１年度	1,318	399,141	124	46,824	99	38,562	1,095	313,755
令和２年度	1,330	384,815	120	46,207	93	37,914	1,117	300,694
令和３年度	1,329	385,959	114	44,940	92	37,614	1,123	303,405
令和４年度	1,298	375,335	109	42,647	56	27,018	1,133	305,670
令和５年度	1,293	377,033	103	40,939	49	26,409	1,141	309,685

※　１筆を分割して貸している土地が10筆

＜表４－１－（３）　国有農地等市町村別一覧表＞

令和6年3月31日現在

市町村名		筆数	面積㎡	市町村名		筆数	面積㎡
千葉	千葉市	69	27,005	山武	東金市	40	11,559
	習志野市	1	1,110		山武市	17	4,268
	市原市	19	1,965		大網白里市	3	1,258
	八千代市	14	5,041		九十九里町	9	675
	計	103	35,121		芝山町	5	714
東葛飾	市川市	35	7,224		横芝光町	5	359
	船橋市	67	11,010		計	79	18,833
	松戸市	56	5,954	長生	茂原市	61	13,596
	野田市	14	14,036		一宮町	4	715
	柏市	15	3,960		睦沢町	0	0
	流山市	7	3,745		長生村	0	0
	我孫子市	7	2,902		白子町	14	2,293
	鎌ケ谷市	35	12,454		長柄町	20	7,232
	浦安市	4	577		長南町	3	339
	計	240	61,862		計	102	24,175
印旛	成田市	21	5,401	夷隅	勝浦市	23	3,742
	佐倉市	73	29,093		いすみ市	27	6,180
	四街道市	1	99		大多喜町	15	2,155
	八街市	11	3,634		御宿町	8	2,960
	印西市	32	9,229		計	73	15,037
	白井市	3	299	安房	館山市	122	37,966
	富里市	8	10,827		鴨川市	26	5,671
	酒々井町	18	10,724		南房総市	44	17,916
	栄町	18	9,494		鋸南町	10	567
	計	185	78,800		計	202	62,120
香取	香取市	58	16,487	君津	木更津市	94	22,514
	神崎町	1	190		君津市	36	8,592
	多古町	6	1,239		富津市	41	10,096
	東庄町	12	6,952		袖ケ浦市	9	5,414
	計	77	24,868		計	180	46,616
海匝	銚子市	10	1,423				
	匝瑳市	18	3,263				
	旭市	14	4,915				
	計	42	9,601	合　計		1,283	377,033

３．開拓財産の管理

旧自作農創設特別措置法第３０条又は旧農地法第４４条，第７２条等の規定による未墾地の買収並びに国有財産法第１２条の規定により他省庁所管の国有未墾地の所管換により農林水産省が取得した財産（以下「開拓財産」という。）については，国有農地等と同様に旧農地法及び関係諸法令に基づき適正管理に努めており，国とともに売払・所管換等処分の促進を図っている。また，残っている財産は道水路がほとんどを占めており，市町村への譲与を行っている。

令和５年度末現在の開拓財産管理面積は，８５地区1,794,355㎡である。

この管理状況としては，転用貸付地13,603.7㎡，未貸付地（土地及び道水路）1,780,751.3㎡となっている。

（１）登記事務

開拓財産については下記の登記事務を行っている。

ア　旧自作農創設特別措置法又は旧農地法の規定により行った開拓財産の買収，売渡等の処分是正に伴う登記事務。

イ　旧自作農創設特別措置登記令の規定による登記用紙の閉鎖未済の解消及び欄外登記の見落とし等を原因とする二重登記の解消（閉鎖申出，抹消登記)。

ウ　各種開拓財産の処分に係る表示，所有権保存及び所有権移転登記等の登記事務。

（２）実地検査

開拓財産の無断転用，無断使用等の不法行為の未然防止を図るとともに各土地の現状を的確に把握し，管理の適正を期するため順次実施している。

（３）不存在財産と確認調査

不存在財産とは，開拓財産台帳には登載されているが，台帳数量に相応する財産が現地において存在しないものをいい，財産管理上問題を生じているため「開拓財産確認調査特別促進事業」に基づき調査を実施し，関東農政局と協議のうえ是正処置を行ってきた（平成１３年度まで実施)。

（４）開拓財産管理状況（表４－２－（１））

国有農地等と同様の維持及び管理業務に加え，開拓財産道路等の水道管，ガス管等の埋設に係る使用承認申請の事務を行っている。

（５）不要地認定

土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことが相当と認められるときは，国有農地等と同様に旧農地法第８０条第１項の規定により不要地として国が認定する。

令和５年度の実績は，５筆3,103㎡である。

（６）転用貸付

不要地認定のあった土地について，処分までの暫定措置として旧農地法施行令第１５条の２の規定により転用貸付を行っている。

４．開拓財産の処分

（１）売　渡

旧農地法第６１条の規定により，自作農として農業に精進する見込みのある者に対し，農業会議の意見を聴いて適当と認められる者を選定し売渡を行ってきた。

なお，売り渡した開拓財産のうち，旧農地法第７１条の規定により開墾完了期限の到来したものについて，土地利用状況検査を実施し，売渡の用途どおり利用していない場合は勧告又は旧農地法第７２条の規定による買戻を行ってきた（平成２１年の農地法改正により新規の売渡がなくなり，売渡済の土地はすべて検査済のため，現在同条による買収はない。）。

（２）譲　与

開拓財産のうち，道路，水路，ため池等は，その用途を廃止したとき旧農地法第７４条の２の規定により，これを無償で国に返還することを条件として，市町村，土地改良区等に譲与している。

（３）所管換

他省庁から所管換された開拓財産のうち，自作農の創設又は土地の農業上の利用の増進の目的に供しない土地については，旧施行令第１６条第１項各号に該当するとして不要地認定を行ったうえ国有財産法第１２条の規定により元の省庁に所管換をしている（いわゆる「逆所管換」）。

（４）売　払

旧施行令第１６条第１項各号に該当する土地として不要地認定があった場合は，同法第８０条の規定により国が売払を行っている。

ア　旧農地法第８０条第２項売払（旧所有者優先の原則）

旧自作農創設特別措置法第３０条又は旧農地法第４４条の規定により買収した土地のうち，不要地認定のあった土地については，旧所有者又はその一般承継人に売払を行っている。なお，売払価格は，旧国有農地等の売払いに関する特別措置法施行令第１条の規定により買受申込時の時価の７割である。

イ　国有財産法第８条引継ぎ

旧農地法第７２条の規定により買収し不要地認定のあった土地及び上記アに該当する土地のうち，旧所有者等が買受権を放棄した土地については，原則として，国有財産法第８条の規定により財務大臣へ引き継ぐことになっている。引継ぎ後財務省から競争入札等で売り払われる。

＜表４－２－（１）　開拓財産管理状況＞

令和6年3月31日現在

年度	管理総計		管理総計								
	地区数	面積(㎡)	計		所管換	整理換	売渡	譲与	確認調査	実測	その他
18	79	1,881,007	増	44,371		354				66	43,951
			減	106,987	8,182			62,086		12	36,707
19	77	1,868,817	増	13,514		2,488				11,026	
			減	21,972	1,223			20,610		139	
20	76	1,841,722	増	6,373						42	6,331
			減	33,466	6,338			20,667		132	6,329
21	77	1,799,927	増	3,778						2,659	1,119
			減	44,739	6,157			37,593		471	518
22	77	1,799,927	増	84							84
			減	2,883							2,883
23	77	1,797,434	増	31						31	
			減	22,321	2,524						19,797
24	77	1,794,536	増	827				827			
			減	6,271	369			2,609			3,293
25	76	1,787,053	増	1,535				370		1,165	
			減	12,285	6,964			1,808		220	3,293
26	76	1,786,630	増	25,599				370		1,165	24,064
			減	22,721	557					134	22,030
27	76	1,786,163	増								
			減	467	385					82	
28	77	1,787,224	増	1,061							1,061
			減								
29	83	1,791,605	増	6,690							6,690
			減	910			1,061			338	
30	83	1,791,418	増	0							
			減	187	98		89				
31	85	1,800,328	増	9,242							9,242
			減	7,034	2,717			4,317			
2	85	1,801,314	増	988							988
			減	2							2
3	85	1,798,897	増	276						153	123
			減	2,693	2,569					124	
4	85	1,796,813	増	2,589							2,589
			減	4,673	1,485			3,082			106
5	85	1,794,355	増	573							573
			減	3,031	393		49				2,589

＜表４－２－（２）　開拓財産管理状況＞

令和6年3月31日現在

	口　座　名　（所　在　地）	所在市町村	管理面積(㎡)
1	八街飛行場地区	八街市	9,705
2	香取航空基地地区	旭市、匝瑳市	162,714
3	松戸飛行場地区	松戸市	29,384
4	横芝飛行場地区	横芝光町	24,225
5	銚子飛行場地区	銚子市	106
6	東金飛行場地区	東金市	8,201
7	国府台東練兵場地区	市川市	14,353
8	誉田滑空場地区	千葉市	105,754
9	陸軍工兵学校胡録台地区	松戸市	730
10	飯岡高射砲射場地区	銚子市	3,907
11	陸軍航空本部経理部（秋水基地）地区	柏市	919
12	千葉小銃射撃場地区	千葉市	4,282
13	防空学校小仲台地区	千葉市	1,850
14	習志野演習場地区	習志野市	12,942
15	陸軍一の宮演習場地区	一宮町	250
16	高柳地区	木更津市	423
17	洲之崎地区	館山市	80
18	三里塚地区	成田市	239,213
19	南日当地区	白子町	591
20	大寺地区	木更津市	2,366
21	茂原航空基地地区	茂原市	21,487
22	下志津演習場飛行場地区	千葉市、四街道市、佐倉市	726,337
23	松戸八柱演習場地区	松戸市	15,408
24	鉄道第二連隊津田沼作業場地区	習志野市	1,279
25	第四航空教育隊地区	柏市	184
26	五貫津地区	印西市	16,328
27	東部教育隊地区	船橋市	241
28	村上地区	市原市	4,786
29	坊堰地区	東庄町	37
30	若松地区	千葉市	9,939

	口　座　名　（所　在　地）	所在市町村	管理面積(㎡)
31	大池地区	木更津市	5,029
32	大坪地区	匝瑳市	804
33	神生地区	香取市	11,544
34	十余三地区	成田市	6,286
35	富岡地区	木更津市	430
36	大須賀地区	成田市	4,006
37	布鎌地区	栄町	1,983
38	佐原地区	香取市	129,200
39	鬼泪山地区	富津市	1,273
40	真里谷地区	木更津市	2,405
41	粟生野地区	茂原市	1,853
42	佐和地区	千葉市	2,330
43	緑海村海岸地区	山武市	458
44	伊豆島地区	木更津市	1,305
45	香取第二地区	旭市	2,958
46	鷹の台地区	千葉市	2,710
47	勝田地区	佐倉市、八千代市	15,705
48	長沼地区	成田市	83,470
49	老川開拓道路地区	大多喜町	4,466
50	市和田浦地区	香取市	3,577
51	老川地区	大多喜町	12,934
52	白井久保地区	勝浦市	4,324
53	木更津市地区	木更津市	15,191
54	鎌ケ谷村地区	鎌ケ谷市	431
55	市川市地区	市川市	2,492
56	船橋市地区	船橋市	1,689
57	遠山村地区	成田市	464
58	東条村地区	多古町	1,237
59	酒々井町地区	酒々井町	6,997
60	川上村地区	八街市	2,713

	口　座　名　（所　在　地）	所在市町村	管理面積(㎡)
61	和田村地区	佐倉市	1,435
62	八街町地区	八街市	18,458
63	旭村（印旛）地区	佐倉市	54
64	昭栄村地区	成田市	793
65	豊岡村地区	銚子市、旭市	357
66	環村地区	富津市	693
67	東金町地区	東金市	595
68	阿蘇村地区	印西市、八千代市	423
69	源村地区	東金市	3,217
70	豊岡村（松尾）地区	山武市	1,037
71	新川村地区	流山市	2,084
72	鳴浜村地区	山武市	336
73	梅郷村地区	野田市	499
74	城ノ内地区	長生村	6,782
75	多古町地区	多古町	1,017
76	蓮沼地区	山武市	119
77	千代田町（佐倉市）地区	佐倉市	653
78	福田村（野田市）地区	野田市	178
79	亀山村地区	君津市	595
80	天神山村地区	富津市	2,638
81	香取町地区	香取市	440
82	総元村地区	大多喜町	2,413
83	大森町地区	印西市	664
84	大里地区	芝山町	123
85	神戸海軍砲術学校地区	館山市	467
	合計		1,794,355

５．債権の管理及び歳入の徴収等

（１）農地対価等の取扱い

国有農地等及び開拓財産に係る農地対価等の債権については国の一般会計に所属し，歳入徴収官（県農林水産部長）が，「国の債権の管理等に関する法律」（以下「債権管理法」という。）等に基づいて管理し，歳入金の徴収に関する事務は，会計法，農地法，「予算決算及び会計令」，「出納官吏事務規程」，その他関係法令に基づいて取り扱っている。

（２）債権の管理事務

ア　債権の種類

（ア）旧農地法第３６条，第６１条，第６９条，第７０条の規定により売り渡した農地等の売渡対価に係る債権

（イ）旧農地法第７８条又は旧自創法第４６条の規定により貸し付けられた土地の使用料に係る債権

（ウ）旧農地法第６８条の規定により貸し付けられた土地の一時使用料に係る債権

（エ）国有農地等の無断潰廃，無断使用に係る損害賠償金及び不当利得返還金に係る債権

（オ）国有農地等の貸付手続未済による既往使用料に係る債権

（カ）（ア）～（エ）に係る延滞金債権

なお，旧農地法第８０条の規定による売払い及び同法施行規則第４６条の規定による用途外の貸付けに係る債権の管理は国が直接行っている。

イ　債権の管理保全

歳入徴収官は，知事から発生の通知を受けた債権について，調査確認のうえ履行の請求をし，債権保全のため必要に応じて督促，時効の中断等の措置を講じるとともに，国が行う債権取立，内容変更，免除等に関し，調査及び進達の関係事務を行っている。

（３）歳入金の徴収

ア　歳入金の徴収

令和５年度の実績は，徴収決定額29,815,129円（過年度繰越金6,469,843円，現年度分23,345,286円），収納済額23,322,437円であり，収納未済額は6,492,692円，収納率78.2％となっている。

イ　滞納整理

令和５年度不納欠損・徴収停止とも実績なし

ウ　年賦金の繰上償還

令和５年度実績なし。

（４）歳入機関等

ア　債権管理法第５条の規定により，債権管理の機関は歳入徴収官千葉県農林水産部長に委任されている。

イ　会計法第４８条，「予算決算及び会計令」第１４０条，「債権管理要領」第３章の規定に

より，国から委任されている歳入金の収納機関は次のとおりである。

徴　収　機　関	都　道　府　県
歳 入 徴 収 官	千 葉 県 農 林 水 産 部 長
歳入徴収官代理	千葉県農林水産部農地・農村振興課長

（５）農地対価支払事務

農地買収対価等の支払い及び買収処分の取消し，その他の訂正処分に伴う過払金回収，払戻金等の経理事務を行っている。いずれも令和５年度の実績はない。

ア　買収対価等の支払

旧農地法による買収対価の支払いは，買収期日までに支払われることが買収の効力要件（旧農地法第１３条）となっていたため，買収期日までに被買収者に支払われている。

また，支払事務を画一化するため，買収期日を各年度の７月１日，１１月１日，３月１日の３回に定めていた。

イ　払戻金の支払

旧自創法，旧農地法の売渡処分の取消し等に伴う払戻金は，過誤納者に通知し，請求により支払い手続を行っている。

ウ　過払金の回収

買収処分の解消等により誤払いとなった過払金について，発生の都度回収の手続を行っている。

（６）交付金交付事務

国は，農地法，同施行令等の実施に伴う国有農地等管理処分の事務取扱に要する経費を負担するため，県（県を経由してその一部を国有農地等所在市町村）に，「国有農地等管理処分事務取扱交付金交付要綱」に基づき，交付金を交付している。令和５年度は５１市町に交付。